

「館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例」の手引き

館山市建設環境部環境課

平成23年10月

【館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例とは】

この条例は、土地の埋立て等について、必要な規制を行うことにより、土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、市民の良好な生活環境を守ることを目的に、平成元年に制定された「館山市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則」を改正したものです。(平成23年10月1日施行)

この条例には、土砂等の安全基準や埋立て等の構造上の基準、埋立て現場での地質検査の義務付け等土砂等による土地の埋立て等が適正に行われるようにするための規制が定められています。

- 条例の概要 -

1. 事業者の責務

土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止する責務があります。事業の施工に関する苦情や紛争が生じた場合、誠意をもってその解決に当たらなければなりません。

事業者とは・・・埋立て等を施工する土地の所有者・管理者・占有者、埋立て等を施工する者

2. 許可が必要な事業

埋立区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の埋立等を行おうとする時
500㎡未満であっても、隣接又は近隣地区で施工前1年以内に同一事業者による埋立地がある場合、その土地と合算して500㎡以上となる時は、対象事業となります。

3. 許可が不要な事業

国、地方公共団体、その他公共的団体が行う事業
採取土砂（許認可等された採取場から採取された土砂）を販売するため一時的に土砂等のたい積を行う事業

4. 許可基準等

土質の安全基準・・・後述する基準に適合していること。(9.構造上の基準)
埋立ての構造基準・・・後述する基準に適合していること。(10.土砂等の安全基準)

5. 定期的な報告義務

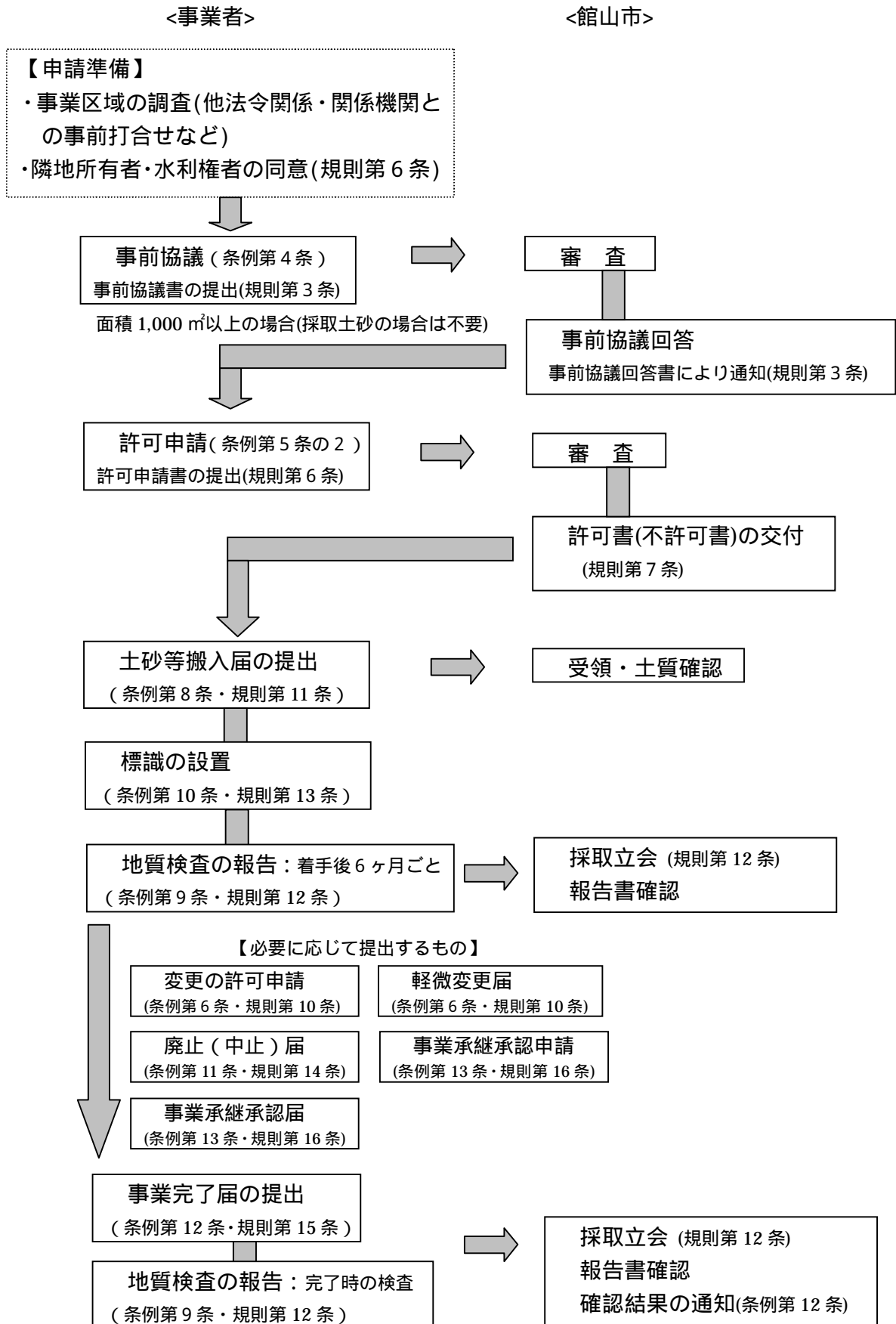
搬入した土砂等について、埋立現場で定期的に地質検査を実施し、市へ報告する義務があります。また、埋立てが完了(廃止)した時にも、必要になります。

6ヶ月に1回、一時たい積は3ヶ月に1回(搬入場所ごとに区分されていれば省略可)

6. 罰則

条例の規定に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等の罰則規定があります。

7 土地の埋立て等に関する事業の流れ



- 申請方法等 -

1. 事前協議

1,000㎡以上の埋立てを行う場合には、申請に先立って事前協議が必要になります。ただし、埋立てに採取土砂（許認可等された採取場から採取された土砂）を利用する場合は、事前協議は必要ありません。

(1) 提出書類

- ・事業事前協議書（第1号様式）
- ・事業（一時たい積）事前協議書（第2号様式） 一時たい積の場合

(2) 添付書類

位置図・付近の見取図
平面図・断面図（事業施工前後の構造（一時たい積は最大時の構造）が確認できるもの）
土砂等の予定量の計算書 一時たい積は不要
土砂等の運搬経路図

(3) 提出部数 1部

(4) 記載要領

事業者

小規模埋立て事業を行う事業者（事業の許可申請を行う者）を記載する。
申請者の実印を押印すること。

事業区域の面積

実測により測量した面積を記載すること。

事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した搬入される土砂等の量を記載すること。また土量計算書を添付すること。

事業が完了した場合の事業区域の構造

事業施工前の現況図及び施工後の計画平面図や縦断図を添付すること。
（縮尺1/250～1/500程度のもの）

事業区域の位置図・付近の見取図

位置図（1/10000程度）、付近の見取図（1/2500程度）
見取図には事業区域付近の住居や公共施設等を明記すること。

土砂等の搬入計画（別紙様式）

搬入する予定の土砂等の採取場所・事業者名、量、搬入期間、搬入時間、土砂の種類を記載すること。

搬入予定量は、計画予定土量とおおむね合致すること。

2. 許可申請

申請に際しては、次の書類を提出する必要があります。また、許可申請に伴って申請手数料を納付する必要があります。

(1) 提出書類

事業許可申請書（第4号様式）

(2) 添付書類

住民票の写し（法人の場合は、法人登記事項証明書）

印鑑登録証明書

位置図・付近の見取図

平面図・断面図（事業施工前後の構造が確認できるもの）

土地の登記事項証明書

公図の写し

土砂等の予定量の計算書

土砂等の運搬経路図

隣地・水利権者の同意書（同意が得られない場合は理由書を添付）

埋蔵文化財所在の有無の確認書類（市の生涯学習課に照会し、文書で回答されたもの）

誓約書（第5号様式）

【以下必要により添付】

安定計算書（土質試験等に基づき、埋立て等の構造の安定計算を行った場合）

擁壁の断面図・背面図・構造計算書（擁壁を用いる場合）

(3) 提出部数 1部

(4) 申請手数料 20,000円 納付書にて指定金融機関へ納入する。

(5) 記載要領

事業者

小規模埋立て事業を行う事業者(事業の許可申請を行う者)を記載し,住民票(法人にあっては法人登記事項証明書)を添付すること。

申請書には申請者の実印を押印し,申請者の印鑑登録証明書(申請者が法人にあっては代表者印の印鑑登録証明書)を添付すること。

住民票(法人登記事項証明書)と印鑑登録証明書は申請する日前3月以内に発行されたものに限る。

事業区域の面積

実測により測量した面積を記載すること。

事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した搬入される土砂等の量を記載すること。また土量計算書を添付すること。

事業が完了した場合の事業区域の構造

「別表第1」に掲げる構造のとおりとし,施行の前後の構造が判別できる1/250～1/500程度の断面図等とする。

事業区域の位置図・付近の見取図

位置図(1/1000程度),付近の見取図(1/2500程度)

見取図には事業区域付近の住居や公共施設等を明記すること。

土砂等の搬入計画(別紙様式)

搬入する予定の土砂等の採取場所・事業者名,量,搬入期間,搬入時間,土砂の種類を記載すること。

搬入予定量は,計画予定土量とおおむね合致すること。

土砂等の運搬経路図

土砂等の採取場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の運搬経路を記載すること。

事業区域の土地登記事項証明書

事業区域の土地の登記事項証明書で、申請する日前3月以内に発行されたものに限る。公図の写し

事業区域を明示し、隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。

また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。

隣地所有者・水利権者の同意書

隣地については、実際に接している土地の所有者の同意書とする。

同意が得られない場合については、理由書を添付すること。(同意していない所有者に、実際に確認して判断します。)

埋蔵文化財所在の有無の確認書類

埋蔵文化財の有無の確認書類については、市の生涯学習課に確認して下さい。

生涯学習課： 22 - 3698

安定計算書

必要に応じ添付する。

なお、計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。

擁壁関係書類

擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏面にお構造が判別できるものであること。

3. 一時たい積事業許可申請

申請する事業が、他の場所への搬出を目的とした土砂等の一時たい積の場合、次の書類の提出が必要となります。

(1) 提出書類

事業(一時たい積事業)許可申請書(第6号様式)

(2) 添付書類

住民票の写し(法人の場合は、法人登記事項証明書)

印鑑登録証明書

位置図・付近の見取図

土地の登記事項証明書

公図の写し

土砂等の運搬経路図

隣地所有者・水利権者の同意書(同意が得られない場合は理由書を添付)

誓約書(第5号様式)

平面図・断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるもの)

(3) 提出部数 1部

(4) 申請手数料 20,000円

4. 許可を受けた事業に変更が生じた場合

土地の埋立て等の許可を受けた後に許可内容を変更する時は、次のような手続きが必要になります。

軽微変更届	変更許可申請
(1) 軽微な変更該当するもの 氏名(法人にあっては,名称及び代表者の氏名)・住所の変更 埋立て等に用いる土砂等の量の変更(量を減少させるものに限る。) 土砂等の発生場所の変更	(1) 許可が必要な変更 軽微変更該当する変更以外の変更
(2) 提出書類 事業軽微変更届(第9号様式)	(2) 提出書類 事業変更許可申請書(第8号様式)
(3) 添付書類 住民票の写し(住所又は氏名の変更) 法人登記事項証明書(名称・代表者氏名変更)	(3) 添付書類 申請書に添付した書類のうち,変更に関連するもの
(4) 提出部数 1部	(4) 提出部数 1部
(5) 申請手数料 なし	(5) 申請手数料 10,000円

【添付書類に関して】

住民票の写し・印鑑登録証明書・土地の登記事項証明書・公図の写し等公的機関が発行する書類について,館山市役所の他部署の申請に,有効期限内の原本が提出されている場合は,その旨の記載があれば,写し(コピー)でも有効とします。

5. 土砂等の搬入について

土砂等の搬入を行う前には必ず,土砂等搬入届(第11号様式)を提出し,市の確認を受ける必要があります。

なお,搬入届は土砂等の発生場所ごとに,また,同一の発生場所の場合においても5,000m³毎に作成します。

(1) 提出書類 土砂等搬入届(第11号様式)
(2) 添付書類 土砂等採取元証明書(第12号様式) 検査試料採取調書(第13号様式) 地質分析結果証明書(第14号様式) 【採取土砂(許可された採取場から採取された土砂)の場合】 土砂の売渡証明書等,その土砂を譲渡したことを証する書類
(3) 提出部数 1部

6. 地質検査の報告

事業者は、事業を開始した日（具体的には着手日等）から定期的に、指定する方法による地質検査を実施し、報告しなければなりません。

定期検査 事業開始から6月ごとに実施

完了・廃止時検査 事業完了・廃止届を行った場合、指定した期日に実施

一時たい積 事業開始から3月ごとに実施。

ただし、発生場所ごとに区分された状態でたい積されていれば、検査は省略できます。

(1) 提出書類

地質検査報告書（第15号様式）

(2) 添付書類

採取場所の図面及び現場写真

検査試料採取調書（第13号様式）

地質分析結果証明書（第14号様式）

(3) 提出部数 1部

(4) 検査方法

市職員立会いの上実施する。

土砂の採取は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上で中心から5メートルから10メートルまでの4地点から等量採取し混合し、1試料とする。

別表4の項目ごとに、定める測定方法により実施する。

7. その他手続き

埋立て事業が完了したとき

「事業完了届（第18号様式）」を、完了した日から7日以内に提出しなければなりません。

埋立て事業を廃止又は中止したとき

「事業廃止（中止）届（第17号様式）」を、すみやかに提出しなければなりません。

事業者の地位を承継したとき（事業者に相続・合併があったとき）

「事業承継届（第19号様式）」を、遅滞なく提出しなければなりません。

事業者から、その地位を取得したとき

「事業承継承認申請書（第20号様式）」を提出し、承認を受けなければなりません。

8. 指導・罰則等

許可を受けずに事業を施工している場合又は条件に違反して事業を施工している場合等は、許可の取消し、措置命令、罰則などを受けることになります。

(1) 改善勧告

許可基準又は示された条件に違反して施工しているとき、改善するよう勧告する。

(2) 改善命令

改善勧告に従わないとき、期限を定めて必要な措置を命ずる。

(3) 停止命令・原状回復措置命令

偽りその他不正な手段により、許可をうけたとき
許可を受けずに事業を施工しているとき

(4) 許可の取消し

偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき
改善命令に従わなかったとき

(5) 罰則

ア. 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

許可を受けずに事業を施工した者

災害防止等の措置命令、改善命令、停止命令、原状回復措置命令に違反した者

イ. 50万円以下の罰金

標識を掲示しない者

廃止(中止)・地位承継の届をしない、又は虚偽の届をした者

完了の報告・市長が求める埋立の状況等の報告をしない、又は虚偽の報告をした者

立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(6) 両罰規定

法人の代表者又は法人等の代理人、使用人その他従業員が、その法人等の業務に関し、罰則にあたる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても罰金刑が科せられます。

(7) 報告の徴収

必要な範囲において、事業者に対して土砂の性状、埋立等の進捗状況等必要な事項について、報告を求める事ができます。

(8) 立入検査

必要な範囲において、指定する職員が埋立等の区域若しくは関係箇所に立ち入り、施設その他の物件を検査し、又は関係人に質問させることができます。

9. 構造上の基準

- 1 事業を行う区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において事業を行う場合にあっては、埋立てを行う前の地盤と事業に使用された土砂等の接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安定が確保される高さ	安定が確保されるこう配
	その他	5メートル以下	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上のこう配
	その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等のたい積の高さが5メートル以上である場合にあっては、必要に応じ、のり面の途中に土砂等のたい積の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水によるのり面の崩壊を防止するため排水溝の設置その他の措置が講じられていること。
- 6 事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他のり面を風化その他の侵食から保護する措置が講じられていること。
- 8 事業の区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

【一時たい積の基準】

- 1 一時たい積が行われる区域の隣接地と一時たい積を行う場所との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 2 土砂等のたい積の高さが5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積によるのり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

10. 土砂等の安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38・1・1 に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31・1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 65・2 に定める方法
砒(ひ)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、事業の区域の土地利用目的が田である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和 50 年総理府令第 31 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	事業の区域の土地利用目的が田である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和 47 年総理府令第 66 号)第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02	日本工業規格 K0125 の 5・1, 5・2 又は 5・

	ミリグラム以下	3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2,5・3・ 1,5・4・1又は5・5に定める方法
1,2ジクロロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2,5・3・ 1又は5・3・2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2又は5・ 3・2に定める方法
シス-1,2-ジクロロ エチレン	検液1リットルにつき0.04 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2又は5・ 3・2に定める方法
1,1,1-トリクロロ エタン	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2,5・3・ 1,5・4・1又は5・5に定める方法
1,1,2-トリクロロ エタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2,5・3・ 1,5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2,5・3・ 1,5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2,5・3・ 1,5・4・1又は5・5に定める方法
1,3-ジクロロプロペ ン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2又は5・ 3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲 げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1 又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1 又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	日本工業規格 K0125 の5・1,5・2又は5・ 3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01 ミリグラム以下	規格67・2又は67・3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	規格34・1に定める方法又は昭和46年環 境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	規格47・1若しくは47・3に定める方法 又は昭和46年環境庁告示第59号付表7 に掲げる方法
PH		規格12.1に定める方法
COD		規格17に定める方法
塩化物イオン		規格35.1 35.3に定める方法
電気伝導率		規格13に定める方法

備考

1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とある

のは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

11. 標識の掲示

許可を受けた事業者は、埋立等区域の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。
「小規模埋立て等に関する標識」(第16号様式)

1 小規模埋立て等に関する標識

120 cm

小規模埋立て等事業内容

- 1 許可番号 年 月 日 付け 館山市指令第 号
- 2 事業区域の所在地
- 3 事業区域の面積
- 4 事業の目的
- 5 事業の施工期間
- 6 土砂等の採取場所
- 7 搬入予定量
(搬出予定量)
- 8 土地所有者 住所 連絡先
氏名 夜間
- 埋立施工者 住所 連絡先
氏名 夜間
- 9 現場責任者 氏名

100 cm

注 1 一時的な積の場合にあつては、7の項に年間の搬入量及び搬出予定量を記載すること。

2 8の項について土地の管理者又は占有者がある場合には、その住所、氏名及び連絡先の電話番号を記載すること。

3 掲示位置は、事業の区域の見やすい場所に掲示すること。(表示板の下端は地表から100 cm以上150 cm以下となるようにすること。)

【必要書類チェック表】

事前協議の必要性		有	無
事前協議	1	事前協議書又は事業（一時たい積）事前協議書	
	2	位置図・付近の見取図	
	3	平面図	
	4	断面図	
	5	土砂等の予定量の計算書 一時たい積は不要	
	6	土砂等の運搬経路図	

許可申請	1	事業許可申請書	
	2	住民票の写し(法人は法人登記事項証明書)	
	3	印鑑登録証明書	
	4	位置図・付近の見取図	
	5	平面図	
	6	断面図(埋立前後の構造が確認できるもの)	
	7	土地の登記事項証明書	
	8	公図の写し	
	9	土砂等の予定量の計算書	
	10	土砂等の運搬経路図	
	11	隣地所有者・水利権者の同意書	
	12	埋蔵文化財所在の有無の確認書類	
	13	誓約書(第5号様式)	

一時たい積許可申請	1	事業(一時たい積)許可申請書	
	2	住民票の写し(法人は法人登記事項証明書)	
	3	印鑑登録証明書	
	4	位置図・付近の見取図	
	5	土地の登記事項証明書	
	6	公図の写し	
	7	土砂等の運搬経路図	
	8	隣地所有者・水利権者の同意書	
	9	誓約書(第5号様式)	
	10	平面図・断面図 (最大となった場合のたい積の構造が確認できるもの)	

～ 問 合 せ 先 ～

館山市建設環境部環境課環境対策係
住所：館山市北条1145-1
電話：0470-22-3352